

保険料段階	2014 年度までの対象者区分	2015 年度からの対象者区分	2014 年度 までの保険料	2015 年度 からの保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の方		29,700 円 (基準額×0.45)	35,200 円 → 31,700 円 ※1 (基準額×0.50) → (基準額×0.45)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額があわせて 80 万円以下の方		33,000 円 (基準額×0.50)	35,200 円 → 31,700 円 ※1 (基準額×0.50) → (基準額×0.45)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額があわせて 80 万円超 120 万円以下の方		46,200 円 (基準額×0.70)	49,300 円 (基準額×0.70)
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1～3段階以外の方		49,500 円 (基準額×0.75)	52,800 円 (基準額×0.75)
第5段階	・本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税を課税されている方のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額があわせて 80 万円以下の方		54,800 円 (基準額×0.83)	58,400 円 (基準額×0.83)
第6段階	・本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税を課税されている方のうち、第5段階以外の方		66,000 円 (基準額)	70,400 円 (基準額)
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	74,000 円 (基準額×1.12)	78,800 円 (基準額×1.12)
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	82,600 円 (基準額×1.25)	88,000 円 (基準額×1.25)
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の方	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	99,100 円 (基準額×1.50)	105,600 円 (基準額×1.50)
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	102,400 円 (基準額×1.55)	116,200 円 (基準額×1.65)
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方		115,600 円 (基準額×1.75)	126,700 円 (基準額×1.80)
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方		122,200 円 (基準額×1.85)	137,300 円 (基準額×1.95)
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の方		132,100 円 (基準額×2.00)	147,800 円 (基準額×2.10)

※1 国の平成 27 年度予算の成立を踏まえ、公費による負担軽減措置を実施した後の金額です。(2015 年(平成 27 年)10 月の本徴収から年間保険料が変更となる予定です。)